

マージン率等に係る情報提供

有限会社ワトーテック

労働者派遣法第23条第5条に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和7年度(令和7年4月～令和8年3月))

記

- 1 令和7年6月1日付け派遣労働者数 1人
- 2 令和7年度 派遣先事業所数(実数) 1社
- 3 令和7年度 労働者派遣に関する料金の平均額 25,418円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 令和7年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 17,272円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
32%
- 6 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している(有効期間：令和8年3月31日)
協定対象派遣労働者の範囲：無期で雇用される全派遣労働者
- 7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
入職時基礎的訓練、職能別訓練(技能講習)、階層別訓練
- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練等弊社の運営経費等を含んだものです。